

## 北海道横断自動車道の現場を見に行きませんか

普段は入ることができない、北海道横断自動車道の現場見学会を開催します。

■と き 8月9日(土)9時30分～11時30分  
(2時間程度を予定。9時20分までに、訓子府町役場に集合してください)

雨天決行(雨天時は、バスの中からの見学)。

■見学場所(予定)

- 訓子府インターチェンジ(仮称)付近の工事現場
- 訓子府～北見市境界までの工事現場
- 常盤地区の橋梁現場

- 参加費 無 料
- 参加対象 町民の方ならどなたでも  
(幼児・小学生低学年の方は、父母同伴でお願いします)
- 定 員 35人(先着順)
- 申込締切り 8月6日(水)  
※定員になり次第、締め切ります。
- 申込み問合せ 網走開発建設部北見道路事務所計画課(☎36-2282)月～金8時30分～17時15分 担当:佐藤・在田・岡野)

## 児童扶養手当と特別児童扶養手当制度をご存知ですか

■児童扶養手当 父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしているひとり親家庭の生活の安定と自立の促進および子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

○支給要件 次の①～⑤のいずれかに該当する18歳未満の子どものを監護し、かつ、生計を同じくしている場合に支給されます。

- ① 父母が婚姻を解消した
- ② 父または母が死亡した
- ③ 父または母が一定程度の障がいの状態にある
- ④ 父または母の生死が不明
- ⑤ その他(父または母が1年以上遺棄している、父または母が1年以上拘禁されている)

いる、父または母が1年以上拘禁されている)

○支給額

対象児童数	平成26年8月1日現在の支給額	
	全 部 支給額	所得による支給制限を受ける場合の支給額
1人目	41,020円	41,010円～9,680円
2人目	5,000円を加算	
3人目以降	以降1人増すごとに3,000円加算	

○支給月 毎年4月、8月、12月  
父親か母親の死亡により公的年金を受ける場合は、手当は支給されません。  
また、手当の支給要件に該当する日から5年経過すると、認定請求ができなくなります。

■特別児童扶養手当

20歳未満の精神または身体に障がいをもつ児童を養育している方に支給されます。

○支給額

	平成26年8月1日現在の支給額
中度障がいをもつ児童(2級)	1人につき33,230円
重度障がいをもつ児童(1級)	1人につき49,900円

○支給月 毎年4月、8月、11月

※前年の所得が一定の額を超えた場合は、支給が停止されることもあります。

### 児童扶養手当 特別児童扶養手当の届け出を

児童扶養手当または特別児童扶養手当を受給されている方は、現況届または所得状況届を提出することになっています。届け出をされないと、8月分以降の手当を受けられなくなりますので、お忘れにならないようご注意ください。

- 届出期間
- 児童扶養手当現況届 8月1日(金)～29日(金)
- 特別児童扶養手当所得状況届 8月11日(月)～9月10日(水)
- 届出場所 福祉保健課社会福祉係
- 持参するもの 児童扶養手当証書または特別児童扶養手当証書・印鑑など
- ※対象者に福祉保健課から案内文を送付します。

○問合せ 福祉保健課社会福祉係(☎47-5555 総合福祉センター 窓口7番)

## 今年の敬老祭は9月5日(金)に開催します

町主催の敬老祭は今年で63回目となります。主な内容は昨年度と同様ですが、今年も踊りや歌の余興とオードブルなどの料理で招待者の皆さんのお祝いをさせていただきます。

招待者につきましては、公民館会場の広さにも制限があることから、右の表に該当する皆さんをご案内させていただき、8月初旬には出席確認のための往復はがきを郵送しますので8月14日(木)までに返送をお願いします。

また、当日会場で配布する「しおり」には出席される方の住所と氏名を掲載しますが、掲載の可否については事前確認が必要となりますので、往復はがきがお手元に届きましたら、氏名と住所の掲載を希望しない方は「掲載しない」欄に○を記入してください。

「掲載を希望しない」との意思表示がない方は、同意をいただいたものとして名簿に掲載させていただきますのでご了承ください。(※名簿が掲載さ

れた「しおり」は、参加者および来賓、ボランティア、町の関係者にのみ配布しています)

敬老祭では、たくさんの皆さんのご出席をお待ちしています。  
※くんねっぶ静寿園に入所されている方については、例年どおり静寿園で開催される敬老会でお祝いをします。

節 目	生まれた年	
新規招待者	数え年75歳	昭和15年生まれの方
喜寿77歳	数え年77歳	昭和13年生まれの方
傘寿80歳	数え年80歳	昭和10年生まれの方
半寿81歳	数え年81歳	昭和9年生まれの方
84歳	数え年84歳	昭和6年生まれの方
米寿88歳	数え年88歳	昭和2年生まれの方
卒寿90歳	数え年90歳	大正14年生まれの方
珍寿95歳	数え年95歳	大正9年生まれの方
白寿99歳	数え年99歳	大正5年生まれの方
100歳以上の方	大正4年12月31日までに生まれた方	

## 後期高齢者医療制度のお知らせ

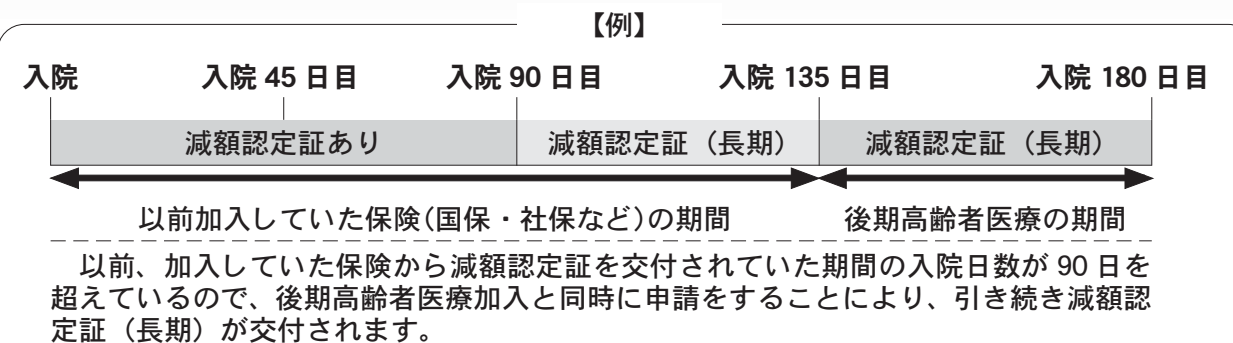
### 被保険者の皆さんへ「減額認定証」の交付

住民税非課税世帯の方は、役場福祉保健課窓口申請をすることにより「限度額適用・標準負担額減額認定証」(減額認定証)が交付されます。病院の窓口で「減額認定証」を提示することにより、窓口で一定額以上支払う必要がなくなります。

また、入院したときは「減額認定証」を病院の窓口で提示することにより、食事代などが減

額されます。  
以前加入していた医療保険を含め過去12か月で、「減額認定証」が交付されていた期間の入院日数が90日を超えている場合、申請し認定を受けると入院時の食事代がさらに減額されます。(下記の表を参照)

※下線部が8月1日から改正となりました。



上記の条件に該当される方は役場福祉保健課医療給付係までお問い合わせください。

■問合せ

北海道後期高齢者医療広域連合(☎011-290-5601)  
福祉保健課医療給付係(☎47-5555 総合福祉センター 窓口7番)